

業務の運営に関する規程

返 戻 金 制 度 の ご 案 内

弊社からの紹介により採用された応募者が、入職後 3 ヶ月以内に、自己都合あるいは明らかに応募者の責による懲戒解雇により退職した場合、退職後 2 週間以内に弊社へご連絡いただくことで、弊社は受領した紹介手数料を下記返金規定に基づき、紹介手数料を返金いたします。ただし、採用者である法人等の責による退職、応募者の責によらない退職、応募者の死亡、天災事変の不測の事態、その他弊社の免責が妥当と判断される場合にはこの限りではございません。

< 返金規定 >

- ・入職後 1 ヶ月以内の退職・・・紹介手数料の 80%
- ・入職後 3 ヶ月以内の退職・・・紹介手数料の 50%
- ・入職後 6 ヶ月以内の退職・・・紹介手数料の 10%